工学部長·工学研究科長 湯上 浩雄

COVID-19感染拡大下におけるインターンシップ等への参加について

感染力の強いオミクロン株によるコロナウイルス感染症流行の第6波が襲来し、全国各地で過去最多の感染者数を記録するなど感染状況の悪化が続くなかで、沖縄、山口、広島に加えて新たに1都12県に対するまん延防止等重点措置の適用が決まるなど、国民の生活や経済活動に制限がかかるとともに、感染拡大防止対策の徹底が求められています。本学においても授業等をオンラインに切り替えるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学行動指針(BCP)をレベル2に引き上げ、対面での活動と感染拡大地域への移動の制限を設けています。

一方で、新年度の採用活動の準備が始まる時期でもあり、インターンシップ等を企画している企業もみられます。企業への就職を希望している学生諸君にとっては、情報を収集し進路を決定していく大切な時期ではありますが、不用意な行動は更なる感染拡大につながりかねません。そこで、学生諸君には、以下に示すBCPレベル2における就職活動、インターンシップ等への参加に係る遵守事項を改めて確認し、本学学生としての社会的責任を自覚して適切な行動をとっていただくようお願いします。なお、企業に対してもインターンシップ等のオンラインによる実施を要請します。

就職活動、インターンシップ等による移動は、十分な感染防止対策を踏まえた上で、研究室の責任者の了解を得ている場合のみ許可します。ただし、感染が広がっている地域(緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適用されている地域等)への移動は自粛してください。

移動が許可されている地域であっても、対面での参加の是非について重要性や緊急性に基づいて 慎重に判断してください。感染に対する不安があれば、オンラインでの実施の可能性を含めて企業 の担当者に相談してください。

対面で参加する場合には、下記の事項を遵守してください。

- ・ 参加日程前後の期間を含めて健康管理や行動(接触者)の記録を継続して行う。
- 参加中はマスクの着用や手指の消毒などの基本的な対策を確実に行う。
- ・ 飲食を伴う交流会への参加は自粛する。
- ・参加中や事後に体調不良等の異状があった場合や保健所により濃厚接触者に認定された場合は、 指導教員やアドバイザー教員に連絡するとともに、報告フォーム*を用いて工学部・工学研究 科新型コロナウイルス対策本部まで報告する。
 - https://www.eng.tohoku.ac.jp/news/covid19/